

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (18)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

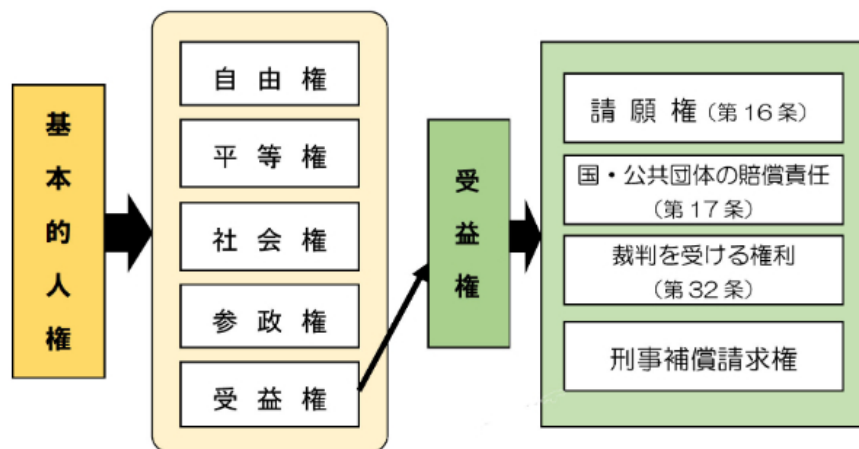
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (18)



第32条は、基本的人権の「受益権」の中に位置し、権利の侵害を予防したり、救済措置が規定されているなかで、「裁判を受ける権利」が制定されています。

「受益権」は国に対して何かを求める権利です。

裁判を受ける権利は、どんな人であっても持っている権利です。

○刑事裁判・・・刑事裁判を適正手続きの下に受けられることで、基本的人権は保障されます。

○民事裁判・・・金銭の貸借問題を解決するために裁判所を使用することもあります。

○行政裁判・・・国や地方公共団体が行ったことに対して取り消しを求めて裁判に訴えることもあります。

国会や内閣といった政治権力から独立した公平な国家機関によって、誰でも平等に裁判を受ける権利が認められています。

憲法第三十二条 【 裁判を受ける権利 】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

条文説明

国民の基本的人権が侵害された場合、すべての国民が政治権力から独立した公平な司法機関に救済を求めることができ、また、このような司法機関以外の機関から裁判されることがないことを規定しています。「裁判を受ける権利」の裁判とは、行政、民事、刑事事件のすべての裁判を言います。

なお、交通違反などの略式命令は、裁判の簡略化であり、不服申し立ての方法も規定されているため、憲法違反ではないとされています。

注) 略式命令とは、簡易裁判所が正式の裁判を開かずに書面審査だけで罰金等を科すことを言う。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

傾聴

>>一覧へ戻る

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.